

令和7年度樹木（サクラ）薬剤散布業務委託 仕様書

1. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2. 業務

- (1) 門真市立の小学校13校、中学校6校、認定こども園2園の樹木（サクラ）に害虫駆除の薬剤散布するものである。

3. 材料

- (1) 使用薬剤は、セルコートアグリとし、薬剤の10%の展着剤を混合すること。
- (2) 薬剤の使用に関しては、メーカーで定められている使用安全基準、使用方法を遵守すること。
- (3) 使用材料の数量等は受託監督員の確認を受けること。

4. 施工

- (1) 散布時期は、概ね5月、7月及び9月の年3回とする。
なお、散布日については発注者が指定する日とする。
- (2) 散布時には、天候、風向き等に十分注意し、他の影響のないように作業すること。
特に児童生徒及び通行人に対して、特段の注意をすること。
万一損害を与えた場合には、受託者の責任において処理すること。
- (3) 散布作業は、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ等を着用すること。
- (4) 材料（薬剤、展着剤）は、効力の維持、安全性を考慮し保管すること。
- (5) 散布は四方より樹木全体に掛け残しのないよう十分掛けること。
- (6) 学校施設管理者の指示により、散布作業を中止させることがある。

5. 報告書作成

- (1) 散布作業はデジタルカメラで撮影すること。散布薬剤、使用量等も明確にわかるようにすること。
- (2) 提出にあたっては写真をアルバム整理し実施本数等を報告すること。その他の提出書類についても本市監督職員と調整の上、提出すること。

6. その他

- (1) 学校施設管理者の指示及び民家に隣接する場所については、散布前に必ず住民に連絡するものとし、その方法は学校施設管理者の指示に従うこと。
- (2) 歩行者、通行車両等には施工位置及び時期を知らせ、交通整理員を配置して誘導するように十分安全管理を行うこと。また、交通量、利用者の多い場所は学校施設管理者と協議のうえ、比較的少ない時間帯を選び散布すること。
- (3) 薬剤、展着剤の空きビン等は、受託監督員の指示により危険のないように処理すること。
- (4) 付近の施設、車輛等を汚染することのないよう、万全の対策をとること。
- (5) 自動車通行許可証等が必要な地域の薬剤散布の際には、事前に門真警察署より取得を行うこと。

水桜小学校周辺 市道三ツ島北部線

第四中学校周辺 市道脇田町南北3号線等

(6) 支払方法は、年3回業務完了払い。